

### 鳥取県青少年健全育成条例の改正（R7.4.1施行）

資料9

#### ≪現状

- SNSを通じた闇バイトへの加担やオンラインカジノ利用  
→SNSやインターネットが犯罪への入口に
- 生成AI技術による実在児童の性的ディープフェイク作成・共有事案  
→深刻な性的搾取かつ人権侵害、子どもの心身の健全な成長に深刻な影響  
→現行の児童ポルノ法の取締りは不十分



⇒子どもを被害者にも加害者にもしないために、実効性ある取組が必要

#### ≪条例改正の内容

- 生成AI等により実在する青少年の容貌の画像情報を加工して作成された児童ポルノについて、条例の規制対象となる「児童ポルノ等」に含むことを明確化した上で、県内の青少年に係る児童ポルノ等の作成・製造・提供を禁止
- 青少年に、賭博（オンラインカジノ）、暴行、窃盗、強盗、詐欺などの犯罪を行う機会をインターネットにより与える行為を禁止

### 国に対する提案事項

- SNSや生成AI等のデジタル技術を使った犯罪や児童の性的搾取（性的ディープフェイクなど）等の被害を未然に防ぎ、子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、国民に周知啓発を行うとともに、省庁横断的に最適な対策を検討すること
- 児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、生成AI等により実在する児童の顔を加工して作成された性的画像について、「実在する児童の性的描写」として児童ポルノに該当することを明確化するなど、法律に基づき厳正に取り締まること